

第5章 議会

（議会の権限と責務）

- 第16条 議会は、市の重要な意思決定、市政運営に関する監視及び評価、政策の立案等を行う。
- 2 議会は、その権限を行使するに当たり、市民の意思を適切に反映させなければならない。
- 3 議会は、市民との情報の共有化を図るとともに、議会活動に関する情報を市民に分かりやすく説明し、開かれた議会運営に努めなければならない。
- 4 議会は、全ての会議（委員会及び地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条第12項の規定による協議又は調整を行うための場を含む。）を原則として公開しなければならない。
- 5 議会は、市民の意見を議会活動に反映させるため、公聴会の開催その他必要な措置を講じなければならない。
- 6 その他議会に関し必要な事項は、別に条例で定める。

【解説】

第16条は、栃木市議会の権限と責務について定めています。

第1項では、市民の代表者からなる議会が、市民自治において果たす役割を定めており、第2項では、その役割を果たすうえで、市民の意思の反映に努めることを定めています。

第3項では、第10条（市民の権利）第3号に基づき、議会が市民への説明責任を有していることから、開かれた議会運営を求めており、第4項では、そのために、議会の全ての会議（本会議、委員会、地方自治法100条第12項の規定による協議又は調整を行うための場）を原則公開しなければならないことを定めています。

第5項は、議会は市民の意見を反映させるために、公聴会などを行わなければならないことを定めています。その他必要な措置については「栃木市議会基本条例」において、請願及び陳情の提案者の意見を聴く機会、市民との意見交換の場を設けることを定めています。

第6項では、議会に関して、必要な事項は別に条例で定めることとしており、より詳細な規定は「栃木市議会基本条例」で定めています。

○本会議

市議会の定例会、臨時会において議員全員で行う会議を指す。

○委員会

特定の議員において構成する常任委員会、議会運営委員会、特別委員会を指す。

○地方自治法100条第12項の規定による協議又は調整を行うための場

栃木市議会会議規則第152条において規定する議員全員協議会、各会派代表者会議、議員研究会を指す。

○栃木市議会基本条例

平成23年4月1日施行

関連条例等

- ・ 栃木市議会基本条例
- ・ 栃木市議会政治倫理条例



(議員の責務)

- 第17条 議員は、市民の信託に応え、法令の定めるところにより公平、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。
- 2 議員は、市民に開かれた議会運営の実現に努めなければならない。
- 3 議員は、広く市民の声を聴き、これを政策形成及び議会運営に反映させなければならない。
- 4 その他議員に関し必要な事項は、別に条例で定める。

【解説】

第17条は、栃木市議会議員としての責務を定めています。

第1項は、自治の基本理念にのっとり、議員の役割について定めています。

第2項は、議会が第16条（議会の権限と責務）第3項、第4項の責務を負うことと同様に、議員にも市民に対する説明責任があり、それを果たすために市民に開かれた議会運営が求められています。

第3項では、議会が第16条第2項の責務を果たすために、議員は市民の意見を市政等に反映させる責務があることを定めています。

第4項では、議員に関して、必要な事項は別に条例で定めることとしており、より詳細な規定は「栃木市議会基本条例」で定めています。

関連条例等

- ・ 栃木市議会基本条例
- ・ 栃木市議会政治倫理条例

